

新 Ryoma21 会則

(2023 年 9 月 1 日)

(会の名称)

第 1 条 この任意団体は、「新 Ryoma21」という

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、当面所在せず、ネットでの管理とする

(目的)

第 3 条 この会は、「NPO シニアわーくす Ryoma21」の活動の趣旨を受け継ぎ、充実したシニアライフを上げるための活動を行い、アクティブなシニアが年齢に係わりなく活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする

(活動の種類)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う

- (1)「ききがきすと」活動の継承と運営
- (2)茶道サークル「凜」サークル活動の継承
- (3)新サークル「着物をもっと身近に」の活動
- (4)その他目的達成のために必要な活動

(会員および入会)

第 5 条 この会の会員は、この会の目的に賛同し入会したものとします。

- 2 この会の会員として入会を希望する者は、代表理事に入会申し込みを行い、役員会の承認を得るものとする

(会費)

第 6 条 会員は、次の年会費を納入しなければならない

年額 3000 円

- 2 既に納入した会費その他の拠出金は、返還することはできない

(退会)

第 7 条 会員は、退会しようとするときには、その旨を電子メールで代表理事に提出して、任意に退会できることとする

(役員)

第 8 条 この会に、次の役員を置く

理事 3 人

- 2 理事のうち一人を代表理事とする
- 3 代表理事は、理事の互選とする

(役員職務)

第 9 条 代表理事は、この会を代表し、業務を総括する

- 2 理事は、役員会を構成し、この会の業務の実施にあたる
- 3 理事の一人が、会計を行う

(会員総会)

第 10 条 会員総会は、会員をもって構成し毎年一回開催するものとする

2 会員総会は、役員を選任の他、毎年度の事業計画や事業予算、会則や事業の変更など、この会の重要事項について協議・決定する

3 会員総会は、会員の過半数の出席により成立し、多数決により決定する

第 11 条 役員会は、理事で構成し、代表理事が必要と認めるつど開催する

2 役員会は、この会の運営について協議する

(事業年度)

第 12 条 この会の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日とする

(事務局)

第 13 条 この会則に定めのない事項およびこの会則の実施に関し必要な事項は、代表理事が定めます。

附 則

1 この会則は、2023 年 9 月 1 日から実施します。

2 この会の設立当初の役員は、第 8 条第 3 項にかかわらず、次のとおりとする

代表理事 豊島道子

理事 葦原美和子

同 鶴岡香代

同 清水正子